

焼却炉操業開始予定 6月7日確認

2013年3月15日 建築確認 市役所OK、消防署 確認済証OK

2013年4月1日 設備性能確認 実験焼却開始 廃棄物投入4月20日～未迄

2013年5月7日 操業許可申請

★2013年7月7日 操業許可予定

*操業開始後の異臭苦情受付:産廃課: 028 632 2939 or 40

環境保全協定締結までの予定

協定原案検討会 開催日 4月12日、5月22日、6月14日

4月27日 迄に、東部8連合自治会長宛原案配布、変更案聴取

5月22日 協定案決定(東警察前)18:00～

5月23日 業者へ協定書案手渡し

6月 7日 業者から回答、平成22年9月30日提示業者案以外を受けないとの旨

★法規要件以外全く受け入れない⇒相互の意思合意出来ず協定不成立

6月14日 反対委員会にて対応を検討

*保全協定を結ぶ対象は、市も業者も認識しておりませんが、県の条例で、関係地域は業者の敷地境界から300mの範囲内の住宅を含む自治会で、振動、騒音の及ぶ範囲です。大気汚染については影響範囲が300m以上に及ぶ為、協定を結ぶ住民を含む自治会の範囲が拡大しますが業者は応じる意思がありません。

住民側環境保全協定書案 要点抜粋

(環境の保全) 法規制値を下回る、自己規制値を遵守 (茂原はダ 1材13法規×0.1倍)
周辺地域の生活環境を悪化させないよう措置を講ずる

(測定及び調査と表示) 住民の要求に応じて何時でも、排気品質などを明示する
排気中有害物質の第3者測定費用35万円/年を営業期間、住民に払う

(損害賠償) 損害賠償保険に加入し、内容を公開すると共に、出資会社(鈴運)と連
帯保証契約を結び損害賠償能力を担保する

(緊急時連絡体制と緊急発生時の対応) 連絡体制を協議の上定める
放熱ダ 30°-開放を都度住民に通報する

裁判への準備

①廃掃法違反への再審査請求の環境省裁定はまだ下りていません

②差し止め訴訟へ向けて

ダイオキシン類が原因の健康被害は裁判で認められています

発生源がセルクリンセンターである事は黒松葉の1年毎の測定で証明できます
健康被害の実例(頭痛、喉の痛み、息苦しさの治療証明)があれば受忍限度を超える証明を
できます(出産時は臍帯を永久保存してください、証拠で使う場合が有)
これらが揃った時点で差し止め請求をします

判決でダイオキシン類を発生する廃棄物(プラスチック、有機溶剤、被海水木材など)を選別し焼却させないか又は操業停止を被害度に応じて請求認容を受けます

黒松針葉でダ 1材13量を計る活動

3月17日開催した学習会の模様を internetで見られます

<http://www.eritokyo.jp/independent/ikedacol1306.html>

宇都宮市中心に建設された産廃焼却炉の監視活動～松葉を使った汚染・・・